

レケンビ®による治療の自己負担額 (月額が目安)

監修：株式会社ウォームハーツ

医療費、制度については2024年3月時点の情報をもとに作成しています。

 は高額療養費制度に該当

69歳以下の方 70歳以上で 3割負担の方 <small>(ア～ウの現役並み所得者に該当する方)</small>	年収／体重	31kg-40kg	41kg-50kg	51kg-60kg	61kg-70kg	71kg-80kg	81kg-90kg
	ア：1,160万円以上	55,780円	69,520円	83,250円	96,980円	110,720円	124,450円
	イ：770万円以上～1,160万円未満	55,780円	69,520円	83,250円	96,980円	110,720円	124,450円
	ウ：370万円以上～770万円未満	55,780円	69,520円	80,210円	80,660円	81,120円	81,580円
	エ：～370万円未満	55,780円	57,600円	57,600円	57,600円	57,600円	57,600円
オ：住民税非課税者	35,400円	35,400円	35,400円	35,400円	35,400円	35,400円	

70～74歳で 2割負担の方	年収／体重	31kg-40kg	41kg-50kg	51kg-60kg	61kg-70kg	71kg-80kg	81kg-90kg
	一般：156万円以上～370万円未満	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円
	住民税非課税世帯Ⅱ	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
住民税非課税世帯Ⅰ 年金収入80万円以下など	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	

75歳以上で 2割負担の方	年収／体重	31kg-40kg	41kg-50kg	51kg-60kg	61kg-70kg	71kg-80kg	81kg-90kg
	一定以上所得：課税所得28万円以上 年金収入+その他の合計所得金額が単身約200万円以上、 複数320万円以上	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円

75歳以上で 1割負担の方	年収／体重	31kg-40kg	41kg-50kg	51kg-60kg	61kg-70kg	71kg-80kg	81kg-90kg
	一般：156万円以上～370万円未満	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円
	住民税非課税世帯Ⅱ	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
住民税非課税世帯Ⅰ 年金収入80万円以下など	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	



■上の表に記載した医療費は下記のレケンビによる治療の自己負担額の概算であり、それ以外の医療費は考慮していません。詳細な医療費は、ご加入の保険者にご確認ください。

- ①レケンビの薬剤費(生理食塩液の費用を含む)(月額)
- ②再診料もしくは外来診療料
- ③点滴注射 *②③はそれぞれ2回

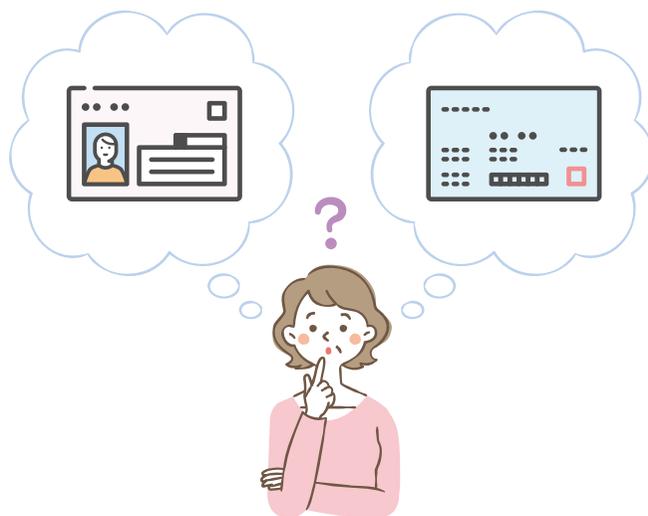
■高額療養費制度では、レケンビ以外の医療費の合算や、世帯合算、多数回該当などもありますが、その医療費は考慮していません(裏面をご参照ください)。また、70歳以上の方(3割負担の方を除く)については外来(個人ごと)の上限額が設定されているため、その金額を記載しております。

高額療養費制度とは？

医療費の支払いが、年齢や年収に応じた自己負担限度額を超えた場合、超過分の払い戻しを受けることができる制度です。介護費と合算する制度など負担を軽減するさまざまなしくみが設けられています。

高額療養費制度を利用する際のポイント

- 限度額適用認定証を治療前に取得しておく、窓口での支払いは自己負担限度額までの支払いですみます。
- 70歳以上で年収約370万円未満、または約1,160万円以上の方は、高齢受給者証と健康保険証の提示で自己負担限度額までの支払いとなりますので、限度額適用認定証の申請手続きが不要になります。
- マイナンバーカードを健康保険証として使用すると、オンライン資格確認が導入された医療機関では原則として、申請なしに限度額が適用されます。



● その他の医療費助成制度

一部の健康保険組合などの独自の給付制度である**付加給付**や、通院医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度の**自立支援医療制度**を利用できる場合があります。また1年にかかった医療費が一定額を超えた場合、**医療費控除**の対象となり、確定申告により還付金として受け取ることができます。

負担をさらに軽減するしくみ

【世帯合算】

世帯合算とは、ご本人の自己負担額と、同じ世帯(同じ医療保険に加入)の方が同じ月に支払った自己負担額を合算して申請できるものです。

お一人では上限額を超えない場合でも、世帯内で合算した合計額が上限額を超えた場合には、超過分が高額療養費として支給されます。

※69歳以下の方の受診については、21,000円以上の自己負担のみ合算されます。

【多数回該当】

直近12カ月以内に、上限額に達した月が3回以上ある場合は、4回目から「多数回該当」になり、自己負担限度額がさらに引き下げられます。

例 70歳以上、年収約156万～約370万円未満の方の場合

